

新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金交付要綱

(令和元年6月28日告示第69号)

(趣旨)

第1条 この告示は、復旧修繕工事を行う者に対して、予算の範囲内において新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分（第5条において「共用部分」という。）を含む。）（集合住宅にあつては、専有部分に限る。）をいう。
- (2) 復旧修繕工事 自然災害により被災した住宅の復旧のために行う修繕工事（フェンス、塀、門扉、擁壁その他の外構又は附属建築物の修繕工事及び空調設備、照明設備、給湯設備その他の家庭用電気機械器具の設置又は交換を除く。）をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
 - (2) 復旧修繕工事を行う住宅に居住していること。
 - (3) 復旧修繕工事を行う住宅を自己又は親族が所有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 復旧修繕工事を行う住宅が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する救助を受けられることができる場合
 - (2) 復旧修繕工事を行う住宅が被災したことにより、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給を受けられることができる場合
 - (3) 復旧修繕工事を行う住宅が被災したことにより、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱（平成26年3月31日埼玉県知事決裁）による埼玉県・市町村生活再建支援金の支給を受けられることができる場合

(対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、浸水の被害を受けた住宅について行う復旧修繕工事その他市長が適当と認める工事であって、当該工事に要した費用の額が50万円以上であるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額から他の補助制度の対象となる経費を控除した額に100分の5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

- (1) 復旧修繕工事（共用部分以外の部分の工事に限る。）に要した費用の額
- (2) 復旧修繕工事（共用部分の工事に限る。）に要した費用の額に、住宅部分の床面積を建築物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、復旧修繕工事の実施前に、新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、当該補助金の交付を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 住宅の位置が確認できる案内図
- (2) 復旧修繕工事に係る見積書の写し
- (3) 復旧修繕工事を行う箇所の浸水による被害の状況が分かる写真
- (4) 住民票の写し
- (5) 復旧修繕工事を行う住宅の登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(完了期限)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該交付決定の日の属する年度の末日までに当該交付決定に係る復旧修繕工事（以下「補助対象工事」という。）を完了しなければならない。

(変更等承認申請)

第9条 補助対象者は、第6条の交付申請の内容を変更し、又は補助対象工事を中止し、若しくは取り止めるときは、新座市被災住宅復旧修繕工事内容変更等

承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第10条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助対象工事の状況に関する報告を求め、又は現地を確認することができる。

(完了報告)

第11条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事に着手した日の属する年度の末日までに、新座市被災住宅復旧修繕工事完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要した費用が分かる領収書の写し（これを添付できない特段の理由がある場合にあっては、市長が定める書類）
- (2) 補助対象工事の実施時及び完了時の状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付)

第12条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市被災住宅復旧修繕工事費補助金交付確定通知書により、その旨を補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(返還)

第13条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。